神戸市立工業高等専門学校入学者選抜規程（準学士課程）

平成 27 年 4 月 1 日制定

（趣旨）

第１条 本校における入学者の選抜はこの規程の定めるところによる。

（入学者の選抜）

第２条 入学者の選抜は、能力・適性において高等専門学校の教育を受けるにふさわしい資質を有する者を、公正に次の２つの方法で行う。

(1) 推薦による選抜（以下、推薦選抜）

(2) 学力検査による選抜（以下、学力選抜）

（推薦選抜）

第３条 推薦選抜は、次の基準を満たす者について行う。

中学校を卒業見込の者または、中等教育学校前期課程を修了見込みの者で、学業・人物ともに優秀な、本校への入学意思が強固な、志望学科に対して適性・興味及び関心を有する者

２ 推薦選抜は、中学校長又は中等教育学校長から提出された推薦書、調査書をもとに面接を行い、面接と調査書等により選抜する。

３ 選抜する者の数は、各学科定員の４０％程度とする。

（学力選抜）

第４条 学力選抜は、次により行う。

(1) 学力検査の成績と、中学校長又は中等教育学校長から提出された調査書の総合判定による。

(2) 学力検査は、国立高等専門学校が実施する統一問題の国語、数学、英語、理科の４教科とする。

（合格者の決定）

第５条 合格者の決定は、入試委員による合否判定会議に諮り、校長が行う。